

「働き方改革関連法」への実務対応

11/16 (金) 東京ガーデンパレス14:00~17:00

私学の働き方改革をご支援する「私学労務研究会」主催の2018年度・特別セミナー（全3回）の3回目。今回は当代きつての超一流講師を招いて2部構成でお送りします。

第1部では、安倍内閣の『働き方改革実現会議』構成員として、法律の原案である「働き方改革実行計画」の作成に携われ、「同一労働・同一賃金」をめぐるお話しでは正に第一人者であられる水町 勇一郎氏（東京大学社会科学研究所 教授）をお招きして、先の国会での働き方改革関連法の成立を受けて、今後大きく加速される「労働時間の上限規制」や「同一労働・同一賃金の実現」を中心に、その動向と課題について解説を頂きます。

第2部では、私学教職員を取り巻く従来からの労使紛争や判例と「働き方改革関連法」の改正に伴い予想される労務トラブルの防止と対応策について、経営者サイドに立った労働法務の分野では本邦で抜きん出た法律事務所であられる石寄・山中法律事務所 代表パートナーの山中 健児氏より解説を頂きます。

1部 「働き方改革関連法」と最高裁2判決で何をすべきか？

先の国会の「働き方改革関連法」の成立と6月1日に言い渡された最高裁の2判決により、早ければ2019年4月の同法施行を待たずに早急に取り組まなければならない課題と、施行後の新しい法律規定の下での待遇改善に向けた人事労務の諸制度のリニューアルについて説明いただくと共に、実務面での留意すべきポイントについて解説いただきます。

POINT

- ・労働時間の上限規制(新たな「36協定」)のポイントと注意点
- ・年休付与義務にどう対応すべきか
- ・労働時間適正把握の射程と方法
- ・パートタイム・有期雇用労働法のポイント
- ・「同一労働同一賃金ガイドライン」のポイント
- ・派遣労働者への均等・均衡待遇の実現方法
- ・働き方改革関連法への対応にあたっての留意点

講師



東京大学社会科学研究所 教授
働き方改革実現会議 構成員
同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 委員

水町 勇一郎氏

東京大学法学部卒業。専門は労働法学。
<主著>
「パートタイム労働の法律政策」(1997年)。
「労働法入門(岩波新書)」(2011年)。
ケースブック労働法(第4版)(共著、2015年)。
「労働法(第7版)」(2018年)。
「同一労働同一賃金」のすべて(2018年)

2部 労使紛争事例から学ぶ

現在「働き方改革関連法」が大きな注目を浴びています。少子化が進む我が国で、これからのあり方が問われる私立学校においても、「働き方改革」は極めて重要なテーマとなります。改革の断行は、時に労使間のトラブルを生起するおそれがあります。労使紛争を予防するためには、実際の労使紛争からその原因を考えることが効果的な対応となります。本セミナーでは、私立学校において実際に起きた労使紛争事例を取り上げて、その予防策や法的対応策を解説します。

POINT

- ・私立学校を取り巻く経営環境と「働き方改革」
- ・人事制度の改定を巡る労使紛争
- ・賃金の支払いを巡る労使紛争
- ・労働契約解消を巡る労使紛争
- ・ハラスメントを巡る労使紛争

講師



石寄・山中総合法律事務所 代表パートナー
弁護士 山中 健児氏

1998年弁護士登録(第一東京弁護士会)
現在、専修大学法科大学院客員教授、中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)客員教授、大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授、厚生労働省・在宅就業者総合支援事業検討委員会委員。主に人事労務、会社法を中心とする企業法務を専門として顧問先企業のアドバイスや法廷活動などを行っているほか、企業や団体のコンプライアンス委員会の委員や各種公開セミナー、企業内研修の講師としても活躍中である。

施行日 迫る!

「働き方改革関連法」への実務対応

「働き方改革関連法」の成立と、「同一労働・同一賃金」をめぐる申し渡された最高裁2判決の今次局面において、まさにご登壇に相応しいお二方を講師にお招きして、学校法人・私立学校の「働き方改革」実現に向けて今後求められる具体的な実務対応上の課題と施策について、貴重な論説をご講義いただきます。

日時/会場

11/16 (金)

14:00~17:00

開場13:30 途中休憩1回あり

東京ガーデンパレス
東京都文京区湯島1-7-5

費用

法人会員1名につき無料。

2人目からは1名につき10,000円(税別)

非法人会員:30,000円(税別)

対象

私学労務研究会 会員様
及び私立学校の理事、管理職の皆様
法人事務局長、人事労務責任者の皆様

※セミナー終了後に館内で17:30~19:00にて参加者交流会を催しますので、お気軽にご参加ください。
費用:3,000円(当日徴収、飲み物・お料理付き)。
非会員様もご参加いただけます。

1部 「働き方改革関連法」と
最高裁2判決で何をすべきか?

働き方改革関連法への実務対応にあたっての留意点を、同一労働同一賃金の実現に向けた検討委員会である講師から解説を頂きます。(労働時間の上限規制、年休付与義務、労働時間適正の把握、パートタイム・有期労働契約法のポイント、同一労働同一賃金のガイドライン、など)

講師

東京大学社会科学研究所 教授
働き方改革実現会議 構成員
同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 委員

水町 勇一郎氏

東京大学法学部卒業。専門は労働法学。

<主著>

「パートタイム労働の法律政策」(1997年)。

「労働法入門(岩波新書)」(2011年)。

ケースブック労働法(第4版)(共著、2015年)。

「労働法(第7版)」(2018年)。

「同一労働同一賃金のすべて」(2018年)



2部 労使紛争事例から学ぶ

私立学校において実際に起きた労使紛争事例(人事制度の改定や労働契約解消、ハラスメントなど)を取り上げて、その予防策や法的対応策を解説頂きます。

講師

石崎・山中総合法律事務所 代表パートナー
弁護士 山中 健児氏

1998年弁護士登録(第一東京弁護士会)

現在、専修大学法科大学院客員教授、中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)客員教授、大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授、厚生労働省・在宅就業者総合支援事業検討委員会委員。主に人事労務、会社法を中心とする企業法務を専門として顧問先企業のアドバイスや法廷活動などを行っているほか、企業や団体のコンプライアンス委員会の委員や各種公開セミナー、企業内研修の講師としても活躍中である。



セミナーのお申込みについて

非法人会員様が本セミナーの申込みに併せて会員ご入会の手続きをいただければ、本セミナー参加費用は会員としての取扱いをいたします。会員にご入会いただくと、今年度中の残りの開催セミナーには1名様無料(2人目からは10,000円・税別)で参加いただける他、会報誌・メールマガジンの配信、社労士による無料のメール労務相談、といった会員向けサービスが受けられます。(入会の会費額については、下記宛にお問合せください。)

上記ご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

後日、参加受付確認書、お振込案内、会場地図を記載のメールアドレス宛にご送付させていただきます(メールアドレスが未記入の場合はFAXにてお送りさせていただきます)。

FAX: 03-6455-5318

E-mail: info@sirouken.or.jp

法人名		貴校名	
お役職		お名前	
ご住所	〒		
TEL		FAX	
E-mail	<input type="checkbox"/> 法人会員として申込みます。(注) 別途、入会手続きが必要です。 <input type="checkbox"/> 非法人会員としてセミナーのみ申込みます。 <input type="checkbox"/> 参加者交流会に申込みます。(注) 3,000円 当日徴収。		

主催
問合せ

一般社団法人 私学労務研究会 (SRK) 〒107-0061 東京都港区北青山1-3-2 クローバー青山・ONE 7F
協力:株式会社ブレインアカデミー TEL: 03-6455-5317 Mail: info@sirouken.or.jp